○新見公立大学教授会規程

平成22年4月1日

規程第6号

改正 平成27年4月1日規程第6号

平成31年4月1日規程第6号

令和3年4月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、新見公立大学学則(平成22年規則第1号。以下「学則」という。) 第35条第3項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、助教 及び助手は、教授会に参加し、意見を述べることができる。
- 2 事務局長、総務課長、学生課長及び教務課長は、出席するものとする。ただし、教授会が必要と認めた場合は、他の職員を出席させることができる。

(所掌事務)

- 第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く ことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる 事項について審議することができる。また、学長が求める事項に関して、意見を述べるこ とができる。
 - (1) 学生の試験及び単位の認定に関すること。
 - (2) 学生の生活支援に関すること。
 - (3) 学生の賞罰に関すること。
 - (4) 学則及び規程に基づく学内諸規定に関すること。
 - (5) その他教授会が必要と認める事項に関すること。

(定例会及び臨時会)

第4条 教授会の会議は、定例会及び臨時会とし、学長が議長となる。

- 2 定例会は、原則として毎月1回これを招集する。
- 3 臨時会は、緊急を要するとき、又は次条第3項の規定による招集の請求があるときに、その議題に限り招集する。

(招集)

- 第5条 学長は、教授会を招集する場合は、教授会の開催日時及び付議すべき議題を開催日の5日前までに第2条に定める教授会の構成員(以下「構成員」という。)に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会の招集通知後に緊急を要する議題がある場合は、これ を議題として付議することができる。
- 3 構成員の3分の1以上の者から付議すべき議案及びその理由を示して開催の請求があったときは、学長は、教授会を招集しなければならない。この場合において、学長は、請求のあった日から起算して、原則として7日以内に招集するものとする。

(会議の成立等)

- 第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の者の出席をもって成立する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、構成員の総数から除くものとする。
 - (1) 海外渡航者
 - (2) 内地留学中の者
 - (3) 業務出張中の者
 - (4) 授業中の者
 - (5) 休職中の者
- 2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 3 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(職務代行)

第7条 学長に事故があるとき、又は欠けたときは、学長があらかじめ指名した構成員が、 職務を代行する。

(欠席届)

- 第8条 構成員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、欠席届(別記様式)を学長に提出しなければならない。
- 2 前項の欠席届を提出するいとまがないときは、電話等で届け出るものとする。ただし、

事後にその理由を明記した欠席届を提出しなければならない。 (議事録)

第9条 事務局長は、議事録を作成し、構成員に配付するものとする。 (委任)

第10条 学則及びこの規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の審議を経て学長が定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成27年4月1日規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成31年4月1日規程第6号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和3年4月1日規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

別記様式(第8条関係)

 欠席届

 私は、年月日開催の教授会を欠席します。

 理由

 年月日

 新見公立大学学長様

 学部・学科・専攻科職名氏名

 氏名
 印